

離職される看護職の皆様へ

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、平成27年10月1日から病院等を離職した看護職やそれ以前に離職し休職中の看護職は、都道府県ナースセンターへの届出が必要となりました。離職等された場合は、是非、届出をお願いします。

○ 届出の必要な場合は、

①病院等を離職した場合

現在勤務する病院・診療所・助産所・介護施設・訪問看護を行う事業所を離職（定年退職、転職）する看護職。

なお、退職時に次の職場が決まっている場合であっても届出の対象となる。

②看護師等の業務に従事しなくなった場合

看護職の免許を持っているが、保助看法に定められている業務以外で就労している看護職

【例】行政職（保健所、市町村保健センターの保健師業務従事者を除く）、看護学校の教員、病院等に勤務するが事務部門に従事する看護職等

③看護師等の免許を受けた後、進学等により看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合

④10月1日以前に離職し、現在、休職中の看護職

○ 届出する事項は、

- ①氏名、生年月日及び住所
- ②電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- ③看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
- ④就業に関する情報

となっています。届出はご本人が原則ですが、勤務していた病院や在籍した看護師養成校等の管理者が本人の同意を得た上で代行して届出することもできます。

なお、届出はパソコンやスマートフォン等が基本ですが、紙面でもできます。

「千葉県ナースセンター」は、千葉県看護協会が県から委託を受け実施している看護職の無料職業紹介所です。このほか、進路相談や再就業に向けての看護基礎技術講習等の復職支援も行っており、協会会員でなくても利用でき、個人の情報は守られます。届出された方には e ナースセンターの求人情報より詳細に雇用の形態や給与額、ランクのある方への就業後の支援の有無等を掲載した「施設概要」の提供や次のサービスを行うこととしております

- ベテラン看護職の就業相談推進アドバイザーによる相談・支援
- ナースセンターが離職中の方のために開催するイベント等の案内
地区合同就職説明会、再就業支援セミナー、看護基礎技術講習会等
- 病院での1日お試し体験等の案内
- 最新看護情報の定期的な提供

千葉県看護協会・千葉県ナースセンター

〒 261-0002 千葉市美浜区新港249-10

TEL 043-247-6371

FAX 043-247-6620